

年金手帳の取扱いの変更について(2006.10.1)

◆年金手帳等の添付が不要になりました！

平成18年10月1日から、社会保険の資格取得届等届書について、事業主が届書に基礎年金番号や氏名などが正しく記入されているかどうか年金手帳等と照合・確認することにより、年金手帳等の添付が不要になりました。

ただし、氏名変更届については、事業主において、年金手帳等に変更後の氏名を記入することになっています。



当事務所とのやりとり

今まで年金手帳を送っていただいていたおりましたが、今後は、**年金手帳のコピーをFAX又は郵便で受け取る形式**に切り替えていきますので、よろしくお願いたします。

◆社会保険・労働保険の同時届出が可能になりましたが・・・。

下記のとおり、健康保険事務と雇用保険事務が同時に手続きできるようになりましたが、これは、現段階では、受付を一つにただけで、実質的には、それぞれ社会保険事務所及び職業安定所に書類を送って手続きをとる形をとっています。つまり、現段階で、同時提出をすると、**日数が余計にかかるだけ**というのが事実です。

当事務所では、社会保険・労働保険一元化の情報をよく確認して、その内容に合わせて手続きの進め方を御案内するようにいたします。

平成18年10月1日から、社会保険・労働保険徴収事務センター（社会保険事務所に設置されている）で、社会保険と労働保険の届出が同時に行えるようになりました。

対象事業主は、社会保険と労働保険両方の保険適用がある事業所の事業主（労働保険事務組合に事務処理を委託している事業所および有期事業は除く）で、以下の7つの場合に両保険の届出が同時に受け付けられるようになりました。

- ① 事業所の設置
- ② 事業所の住所や名称変更
- ③ 保険手続に関する代理人の選任・解任
- ④ 従業員の採用
- ⑤ 従業員の氏名変更
- ⑥ 従業員の退職
- ⑦ 事業所の廃止・休業